

7-1 日常生活指導関係

社会ルール・生活マナーを身に付け、自信と誇りを持った学校生活を送る。

(1) 服装等

- 1 服装等は常に清潔を旨とする。
- 2 制服を变形加工することは禁止する。
- 3 通学には制服を着用する。ただし、学校が指示するときは制服以外を着用することができる。
- 4 所有物には、HRNO・氏名を明記する。
- 5 校舎内では学校指定のサンダルを使用する。
- 6 雨天時、自転車で通学する場合は、レインコート（雨合羽）を着用する。レインコートの指定はないが、夜間反射テープ等反射材がついているもので、かつ無地単色（何色でもよい）のものを各自で購入する。傘さし運転は禁止する（道路交通法違反）。
また、晴天時、傘を自転車に差しての通学も禁止。
- 7 ピアス、ネックレス、ブレスレット、指輪などの装飾品、マニキュア、化粧（アイプチ・アイテープ・付けまつげ・色つきリップ等全ての加工装飾品含む）は一切禁止する。
- 8 通学かばんに指定はないので、各自安全に通学できる華美でないものを使用する。（自転車通学生はリュックタイプのものを推奨）

頭髪について

本校生徒としての自覚を持ち、清潔・端正な髪型にして、パーマ、染色、脱色、付け毛、その他技巧を凝らした刈り込みなど不自然な髪型にしない。ひげはきれいに剃る。

※中学在学中または高校入学までの間に、一度でも染色等の加工をしてしまった生徒は、学年主任に申し出ること。

制服について

制服は次のとおりである

<上 衣>

- ・ブレザー
- ・長袖シャツ（ネクタイ、リボン着用） ・半袖開襟シャツ
- ・指定ニットベスト ・指定ニットセーター

※ベスト、セーターとも、極端にサイズの異なるものを着用しない。

<下 衣>

- ・スラックス（黒の華美でない革ベルト着用）
- ・スカート（丈は膝の真ん中）

<その他>

- ・指定靴下および紺色靴下（長さを13cm～20cmのソックス、クルーソックス丈とする）
- ・革靴（黒色または茶色） ・運動靴
 ※サンダル(クロックスタイプ含む)・草履は全面禁止とする。
- ・インナーシャツは、無地単色で、袖・襟からはみ出してはいけない。
- ・マフラー、手袋、コート、及びタイツは、気候に応じて随時着用可。ただし、マフラー、手袋、コートは校舎内では着用不可。いずれの防寒具も学校指定ではないが、コートは黒または紺の無地ハーフコート、タイツは黒単色厚手のもの、マフラー、手袋は華美でないものとする。
- ・式典など学校が指定するときはブレザー、ネクタイ(リボン)を着用する。

(2) 自転車・運転免許取得について

- 1 通学自転車はよく整備された、しっかり施錠できる標準的な二輪車を使用する。
 - ・安全運転できること。自転車は車両であり、交通法規を守らない者には自転車通学を許可しない。
 - ・電動アシスト付き自転車は許可するが、施錠などの管理を各自でしっかり行うこと。

マウンテンバイク、折りたたみ式自転車、タイヤ径24インチ未満のものは禁止。

- ・スタンドは直立の両スタンドとする。(片足1本スタンド、ハブステップは禁止)
- ・ドロップハンドル、変形ハンドルは禁止。販売店によってはハンドルの角度が危険なものを取り扱っている場合があるので、それらも全て禁止する。判断に迷う場合は一度学校の担当者に見せるか、相談する。
- ・必ず防犯登録をすること。(購入時に登録すること。未登録の場合、自転車店で登録可能)
- ・ライトは自動点灯式が望ましい。(しっかり点灯するものを必ず装備すること)

なお、入学後、上記全ての項目をチェックし、合格したもののみ、登録ステッカーを後方泥よけ下部に貼り付ける。これをもって正式許可とし、整備不良などでステッカーをもらえない生徒には自転車通学を許可しない。

- 2 自転車乗車時のヘルメット着用を推奨する。
- 3 静岡市内の交通状況を考え、総合保険等への加入が望ましい。特に自転車通学者は自転車保険に加入する。(任意保険への加入が望ましい)
- 4 生徒の運転免許取得は原則禁止。自動車(普通)のみ3年次許可制で取得が可能だが、運転は許可しない。自動二輪(原付含む)については免許取得・運転・同乗・所持全て堅く禁止する。

(3) 各種願・届・その他

- 1 次の場合には、願い出て許可を得なければならない。申請などの詳細は担任に相談する。
下宿、退学、休学、復学、転学、証明書交付(成績、卒業見込、在学、身分)、
旅行(キャンプ、スキー、スケート、登山などを含む)、異装、早退、外出、欠課 等
- 2 次の場合には、すみやかに届け出なければならない。
遅刻、忌引、住所・姓名変更、保護者変更
欠席・遅刻の場合には、保護者からのインターネットを利用した連絡を基本とするが、当日の朝(7:50~8:10)または前日に、電話その他を利用して、**必ず保護者が**学校に連絡する。
※ 準備ができましたら連絡方法をお知らせします。
なお、病気欠席が7日以上の場合には医師の診断書を添える。
- 3 アルバイトは原則禁止であるが、長期休業中は申請の上、許可する。また、家計の援助をしなければならない等特別な理由がある場合は面談等、一定の条件の上、許可することがある。
- 4 携帯電話については、授業日の学校敷地内での携帯・使用を禁止する。やむを得ず学校に持つてくる場合は電源を切り、カバンの底にしまっておくこと。敷地外については公共のマナーやルールに則って使用すること。なお、授業休業日であっても、学校敷地内での使用は禁止する。

(4) 他校・母校中学訪問(中学・高校連携取決め事項)

- 1 他校の文化祭などを見学する際は、本校の制服を正しく着用の上、本校の校則に則った姿で訪問すること。また、本校が発行する身分証明書を持参すること。
- 2 母校の中学校へ訪問することがあるときは、以下の点を必ず守ること。
 - ①事前に中学校の先生にアポイントメントを取り、訪問は16時以降とする。
 - ②本校の制服を正しく着用し、本校の校則に則った姿で訪問する。(部活動の合同練習は部活動の指示に従う)
 - ③中学校敷地内での携帯電話使用は禁止。
 - ④飲食は厳禁(特にガム)。
 - ⑤公演等のチケットをむやみに売ってはいけない。

(5) 自己管理・防犯対策

- 1 通学は交通法規を遵守し、また公共のマナーに反することのないよう、常に安全に気を配ること。
- 2 部活動などで帰りが遅くなる時には、可能な限り単独での下校は避け、明るく人通りの多い道を通ること。万が一、犯罪等に巻き込まれたときは、速やかに警察・保護者・学校に連絡し、指示を仰ぐこと。(不審者に遭遇した場合は、近くのコンビニ、商店、民家に駆け込むこと。)

- 3 盗難防止のため、個人の貴重品はロッカーに入れ、必ず施錠管理すること。ロッカーの鍵は、各自で用意すること。また、入学時に割り当てられる靴箱もダイヤルロック式なので、私物を施錠・管理すること。
- 4 学校生活に不要なものに関しては持参しないようにすること。万が一紛失しても、学校は一切の責任を負わない。また、不要なものは学校にて預かり指導とする。

(6) 携帯電話・スマートフォン等の基本ルール

- 1 SNS等を使って、人を騙したり、傷つけたり、無責任な書き込みをしてはならない。
- 2 人に面と向かって言えない事は、ネット上に書いてはならない。
- 3 安易な気持ちで、SNS上に写真を載せたり、送ったり、受け取ったりしてはならない。一度でもネット上に流れれば、拡散し、消すことはできません。
- 4 他人を勝手に撮影したり、その写真をネット上に掲載することは、犯罪行為である。

(7) 部活動

入学生は全員、以下28部活のいずれかに必ず加入し活動する。2，3年生は任意加入です。

<u>文化部</u>		<u>運動部</u>	
演劇部	文芸部	陸上部	卓球部
吹奏楽部	理科部	水泳部	女子ソフトボール部
和太鼓部	園芸部	男子バレーボール部	女子バドミントン部
美術部	家庭部	女子バレーボール部	剣道部
書道部	茶華道部	男子バスケットボール部	弓道部
報道部	情報部	女子バスケットボール部	野球部（硬式）
棋道部	簿記部	男子サッカー部	
		女子テニス部（硬式）	

※ 部活動数の削減を検討しています。

令和7年度に休部になる部活動については6月までにお知らせします。

7-2 生徒指導ガイダンス

1. 生徒指導の基本方針

生徒指導は、生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、生徒自身の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的としています。

2. 問題行動が起きた時のガイドライン

生徒たちが楽しく活気ある学校生活を送るためには、安全で安心な環境を維持することが大切です。

本校では多くの生徒が、学業・部活動に真面目に意欲的に取り組んでいますが、その反面、問題行動が発生することもあります。生徒に何が問題行動なのかを具体的に示し、注意を喚起し、問題行動をなくし、本来の学校の目標である学業・部活動等の活動に生徒が積極的に取り組めるように、本校では以下のガイドラインで生徒の生活指導を行っています。

問題行動を起こしてしまった生徒には、自らが行ったことをありのままに認め、反省し、より良い自己発現ができることを期待し、特別指導を行います。

本校では、このガイドラインを十分に理解していただくことで、保護者と連携して指導にあたり、生徒の健全育成を図りたいと考えています。

(1) 問題行動の定義

ア 「一般非行」 行為

喧嘩・脅迫・たかり・金品強要・いじめ・対職員暴力暴言・対生徒暴力暴言・集団威圧等の**暴力恐喝行為**、器物損壊・飲酒・喫煙・薬物乱用（覚醒剤・大麻・シンナー等違法薬物、危険ドラッグも含む）・窃盗・万引き・不健全娯楽施設（パチンコ店・麻雀荘等）への出入り・不法侵入・公共交通機関の不正乗車・インターネット上での生徒及び職員に対する誹謗中傷・凶悪犯罪等の**法令違反行為**、性的非行・不良交友・家出・深夜徘徊・無断アルバイト等の**素行不良行為**等をいう。

イ 「交通法規違反」 行為

無免許運転等、**道路交通法に違反する危険な行為**（同乗含む）、暴走行為等危険かつ**社会的に多大な迷惑をかける行為**（同乗含む）等をいう。なお、本校において、自動二輪車については免許取得・所持・運転および保護者以外の運転車同乗も問題行動とみなす。

ウ 「校内生活に関する」 行為

試験での不正行為、授業に出ずに遊楽に興ずる怠業行為、無断自動車・自動二輪車通学、周囲の人間に不快感を与えるようなマナー違反や迷惑行為、身分証明書不携帯及び学校の指示に従わない等の行為をいう。

エ 「その他」 の行為

上記アからウの記述以外で、本校生徒若しくは職員に多大な不利益をもたらす行為、社会的に重大な問題行動をいう。（選挙法違反を含む。）また、上記アからウの記述における問題行動の際に、直接行動はしていないが、共謀・同席をしていた場合は、状況に応じて同等とみなすことがある。

(2) 問題行動への対応

ア 問題行動が発生した場合、該当生徒・関係生徒から事実確認を行う。確認が取れたら担任が保護者に連絡するので、必ず来校し、原則**保護者同席**で行う。

イ 該当の問題行動の内容・状況・回数等により校長が指導方針を決定し、**保護者同席の上**、指導方針及び指導内容について申し渡し（訓戒または特別指導）を行う。

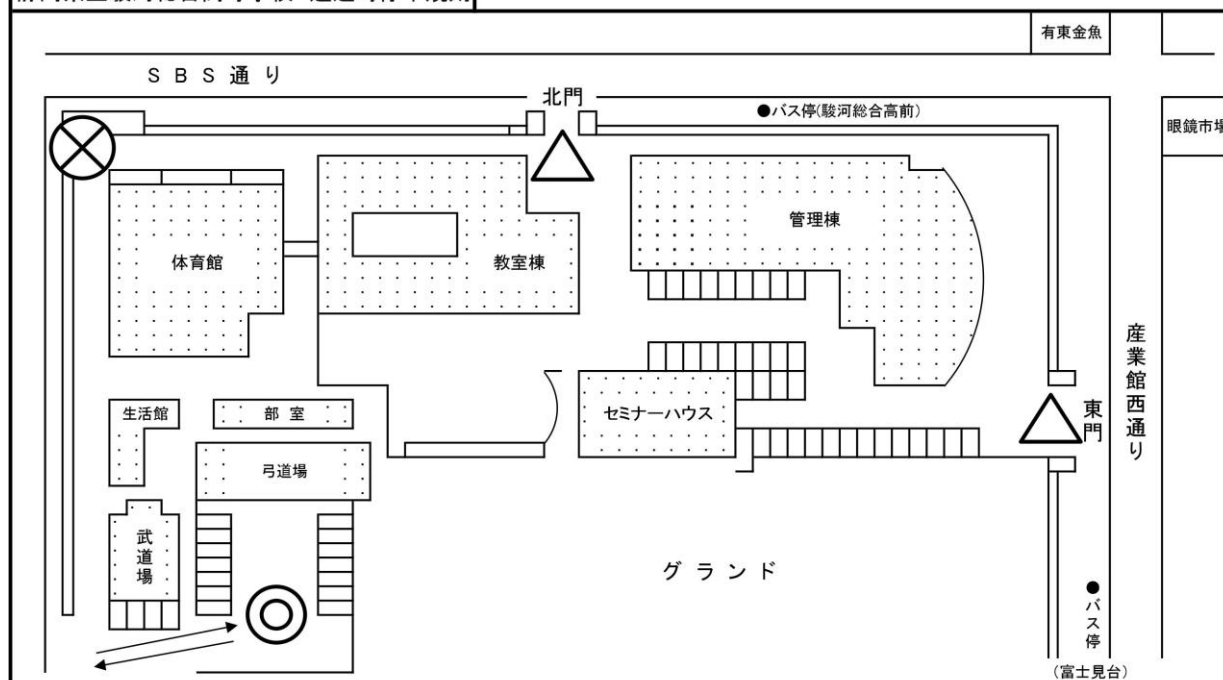
特別指導とは自宅謹慎、若しくは登校謹慎のことをいう。特別指導期間中は通常授業に参加できない。

ウ いじめ・薬物乱用・重大な交通法規違反・窃盗・暴力行為・選挙法違反その他極めて重大な問題行動を起こしたり、学校の指導に長期間従わなかったり、また問題行動が度重なったりする場合は、履修状況を勘案し、進路変更を勧める場合がある。進路変更の勧めに対して本人・保護者の同意が得られない場合や、著しく社会常識を逸脱した行為があった場合、あるいは再三の指導にも拘わらず改善の見込みがないと校長が判断した場合は、**静岡県立高等学校学則第34条**により懲戒退学処分を行うことがある。

7-3 その他

生徒送迎時停車規則

静岡県立駿河総合高等学校 送迎時停車規則



◎ 駐車場まで入り、生徒を乗降させた後、Uターンしてください。【入口での乗降は、禁止です。】

⊗ 道が狭く、交通量も多いため、送迎時の駐車は一切禁止です。

△ 朝 7:30 分までは、進入可。校内で生徒を乗降させUターンしてください。
SBS通り、および産業館西通りには絶対駐車しないでください。

生徒による政治的活動等について

公職選挙法により満 18 歳以上の生徒は選挙権を有することになりました。本校の在校生の選挙運動や政治的活動に関する留意点を、以下のとおりまとめましたので、御家庭における指導の参考にしていただきたいと思います。

- 1 生徒が有権者として自らの判断で権利を行使できるよう、御家庭においても、生徒の政治への関心を理解し、政治的教養を育むことへの御協力をお願いします。
- 2 本校においては、次の(1)～(3)の方針により、生徒の選挙運動や政治的活動を指導いたしますので、御理解をお願いします。
 - (1) 学校の教育活動（授業・生徒会活動・部活動等）の場を利用した選挙運動や政治的活動については、すべて禁止します。
 - (2) 教育活動以外の場における学校の構内での選挙運動や政治的活動については、円滑な学校施設管理や生徒の学習活動への支障、学校の政治的中立性の確保への支障等が生じるおそれがある場合には、制限又は禁止します。
 - (3) 放課後や休日等に学校の構外で行われる生徒の選挙運動や政治的活動は、違法・暴力的又はそのおそれが高い場合や、学校生活に支障を及ぼす場合には、制限又は禁止することがあります。